

委 託 契 約 書 (案)

長野県民交通災害共済組合 組合長 三木正夫 (以下「委託者」という。) と ○○○○ (以下「受託者」という。) は、次の条項により、長野県民交通災害共済事務電子化対応システム開発及び運用保守等業務委託に関する委託契約を締結する。

(総則)

第1条 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 受託者は、本契約の履行に際し知り得た委託者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(委託業務)

第2条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務の名称 長野県民交通災害共済事務電子化対応システム開発及び運用保守等業務委託
- (2) 業務の内容 別添「長野県民交通災害共済事務電子化対応システム開発及び運用保守等業務委託調達仕様書」(以下「仕様書」という。) のとおり

(履行期間)

第3条 委託業務の履行期間は、

- (1) 開発業務 契約日から令和8年11月30日までとする。
ただし、タブレットパソコン(キーボード、カードリーダーライター含む)及びマニュアル類は令和8年9月30日までの納品とする。
- (2) 運用・保守業務 令和8年12月1日から令和14年3月31日までとする。

(委託料)

第4条 委託料は、○○○○円とする。(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額○○○○円)ただし、開発業務は○○○○円。運用・保守業務は○○○○円とする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は○○○○円とし、その納付は免除する。

2 受託者は、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する額を違約金として委託者に納付しなければならない。

(委託業務の処理方法等)

第6条 受託者は、別添の仕様書に基づき委託業務を実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の仕様書に定めのない事項については、委託者の指示を受け委託業務を実施しなければならない。
- 3 受託者は、委託業務を開始したとき又は業務実施代理人を定めたときは、その旨を委託者に届出なければならない。
- 4 受託者は、委託者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について委託者に報告しなければならない。

(業務完了報告及び検査)

第7条 受託者は、開発業務にあつては令和8年12月1日以降、運用保守業務にあつては令和9年1月1日以降、毎月15日までにその前月の委託業務完了報告書（成果品）を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の報告書（成果品）の提出があつたときは、10日以内に受託者の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。

3 受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となつたときは、委託者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。

4 前2項の規定による検査に直接要する費用は受託者の負担とする。

（委託料の支払）

第8条 委託者は、前条の規定により引渡しを受けた後、受託者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に第4条に定める委託料を支払うものとする。なお、運用保守業務に係る委託料の支払いは、四半期又は半期ごととし、令和8年12月分から令和14年3月分とする。

2 委託者が、その責に帰すべき事由により、前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

（危険負担）

第9条 第7条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又はき損による損害は、受託者の負担とする。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者の負担とする。

（契約不適合責任）

第10条 受託者は、成果品の引渡し後1年間に、当該成果品に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、委託者の指定する日までに、自らの負担において当該成果品を修補し、又は代品を納入しなければならない。

（権利義務の譲渡、承継）

第11条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

（再委託の禁止）

第12条 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

（契約内容の変更）

第13条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

2 前項の場合、委託者と受託者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 委託者は、第1項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（契約解除）

第14条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 受託者が、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。
- (2) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。
- (3) 前各号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。
(談合その他の不正行為による解除)

第14条の2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。
(再委託契約に関する契約解除)

第14条の3 委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

- 2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。
(債務不履行の損害賠償)

第15条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第7条第1項に規定する期限までに委託業務完了報告書（成果品）を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は委託業務完了報告書（成果品）を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

- 2 委託者は、その責に帰すべき事由により、第8条第1項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。
- 3 受託者は、第10条の場合において、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。
- 4 受託者は、第14条から第14条の3までの規定により契約が解除されたときは、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。
- 5 委託者は、前項の場合において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

6 受託者は、第1項又は第4項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第16条 受託者は、第14条の2の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第14条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第17条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(個人情報の取り扱い)

第18条 本件業務の遂行において、委託者が保有する「個人情報」又は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が定める「特定個人情報」（以下、これらを総称して「個人情報等」という。）を取り扱う場合は、次の各項の定めによるものとする。

- 2 委託者は、個人情報等を受託者に提供する場合、個人情報等である旨の表示を明記して行う。
- 3 受託者は、前項に基づいて委託者より個人情報等の提供を受けた場合、当該個人情報等の管理に必要な措置を講じるものとし、第三者に開示または漏洩してはならない。
- 4 受託者は、前項の個人情報等を本契約の目的の範囲内でのみ使用する。
- 5 個人情報等の提供、返却等の授受については、本件業務を担う主任担当者がこれを行う。

(疑義の解決)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者 住 所 長野県長野市大字西長野字加茂北143-8
職・氏名 長野県民交通災害共済組合 組合長 三木 正夫 印

受託者 住 所 ○○○○
法 人 名 ○○○○
代表者職・氏名 ○○○○長 ○○○○ 印

別記1

情報セキュリティに関する特記事項

長野県民交通災害共済組合の指定する長野県民交通災害共済組合を構成する地方公共団体毎（以下「利用団体」という。）の情報セキュリティポリシーに基づき、情報資産等（ネットワーク及び情報システム等で取り扱うデータ）について、次のとおり取り扱うものとする。

（情報資産等の漏えいの禁止）

第1条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た情報資産等の内容を他に洩らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（情報資産等の滅失、改ざん及び損傷の禁止）

第2条 受注者は、この契約による業務を行うために発注者及び利用団体から引き渡された情報資産等を、滅失、改ざん及び破損してはならない。

（情報資産等の掲載された資料等の返還又は破棄）

第3条 受注者は、この契約による業務を行うため、取り扱う情報資産等が必要でなくなった場合には発注者の指示により、速やかに情報資産等の掲載された資料等を、返還又は破棄しなければならない。

（情報資産等の目的外使用の禁止）

第4条 受注者は、この契約による業務を行うため、情報資産等を取り扱う場合には、情報資産等を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（情報資産等の掲載された資料等の複製及び複写の禁止）

第5条 受注者は、発注者及び利用団体が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために、発注者及び利用団体から引き渡された情報資産等の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

（職員等の義務の周知徹底）

第6条 受注者は、受注者の職員に対し、個人情報保護に関する法律第67条に規定する従事者の義務及び第176条から第180条に規定する罰則について、その周知徹底に努めるものとする。

（再委託の禁止）

第7条 受注者は、情報資産等を取り扱う業務は自ら行うものとし、他の者にその取り扱いを委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を受けたときは、この限りではない。

2 受注者は、前項の規定により発注者の承諾を受け再委託を行うときは、再委託先に対して、この情報セキュリティに関する特記事項に規定する機密保持義務を負わせるものとする。

（作業場所の特定）

第8条 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う業務について、作業場所を特定しなければならない。ただし、発注者及び利用団体の承諾を得て特定した作業場所以外で作業を行う場

合には、個人情報保護のために必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 受注者は、この業務を行うために取り扱う情報資産等の漏えい、滅失又は損傷等があった場合には、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなくてはならない。

別記2

個人情報及び特定個人情報等の取扱いに関する特記事項

(個人情報の漏えいの禁止)

第1条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の滅失、改ざん及び損傷の禁止)

第2条 受注者は、この契約による業務を行うために発注者及び利用団体から引き渡された個人情報を、滅失、改ざん及び損傷してはならない。

(個人情報の掲載された資料等の返還又は廃棄)

第3条 受注者は、この契約による業務を行うため、取り扱う個人情報が必要でなくなった場合には、発注者の指示により、速やかに個人情報の掲載された資料等を返還又は廃棄しなければならない。

(個人情報の目的外使用の禁止)

第4条 受注者は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止)

第5条 受注者は、発注者及び利用団体が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために発注者及び利用団体から引き渡された個人情報の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

(個人情報を取り扱う業務の再委託の原則禁止)

第6条 受注者は、発注者及び利用団体が承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う業務は自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(特定個人情報の漏えいの禁止)

第7条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た特定個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(特定個人情報の滅失、改ざん及び損傷の禁止)

第8条 受注者は、この契約による業務を行うために発注者及び利用団体から引き渡された特定個人情報を、滅失、改ざん及び損傷してはならない。

(作業場所の特定)

第9条 受注者は、特定個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の

着手前に、書面により発注者及び利用団体に報告しなければならない。

- 2 受注者は、事前に発注者及び利用団体の承認を受けて発注者及び利用団体が指定した場所へ持ち出す場合を除き、特定個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(作業責任者等の報告)

第10条 受注者は、特定個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、業務の着手前に、書面により発注者及び利用団体に報告しなければならない。

- 2 受注者は、作業責任者又は作業従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者及び利用団体に報告しなければならない。
- 3 作業責任者は、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 4 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(教育の実施)

第11条 受注者は、本委託業務に係る特定個人情報の保護について必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(特定個人情報の掲載された資料等の返還又は廃棄)

第12条 受注者は、この契約による業務を行うため、取り扱う特定個人情報が必要でなくなった場合には、発注者の指示により、速やかに特定個人情報の掲載された資料等を返還又は廃棄しなければならない。

(特定個人情報の目的外使用の禁止)

第13条 受注者は、この契約による業務を行うため、特定個人情報を取り扱う場合には、特定個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(特定個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止)

第14条 受注者は、発注者及び利用団体が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために発注者及び利用団体から引き渡された特定個人情報の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

(特定個人情報を取り扱う業務の再委託)

第15条 受注者は、本委託業務を第三者に委託する場合（以下「再委託」という。）は、業務の着手前に、次の各号に掲げる項目を記載した書面を発注者に提出し、発注者の承諾を得なければならない。

- (1)再委託の相手方の名称
- (2)再委託が必要な理由
- (3)再委託を行う業務の内容
- (4)再委託の相手方において取り扱う特定個人情報

(5)再委託の相手方に求める特定個人情報の保護措置の内容

(6)再委託の相手方の監督方法

- 2 受注者は、前項の規定により再委託を行った場合に、再委託の相手方が更に委託を行う場合（以下「再々委託」という。）には、業務の着手前に受注者の承諾を得るよう、再委託の相手方に対して義務付けなくてはならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を行う場合には、再々委託について第1項各号に掲げる項目を記載した書面を発注者に提出し、発注者の承諾を得なければならない。
- 4 前2項の規定は、再々委託の相手方が更に委託を行う場合以降も同様とする。
- 5 受注者は、再委託及びそれ以降の契約の内容にかかわらず、再委託の相手方及びそれ以降の事業者が受託した業務において、当該事業者の特定個人情報の取扱いについて責任を負うものとする。

(取扱状況の報告)

第16条 受注者は、発注者及び利用団体から、特定個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(監査又は調査)

- 第17条 発注者及び利用団体は、本委託業務に係る特定個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者に対して、監査又は調査を行うことができる。
- 2 発注者及び利用団体は、前項の目的を達成するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができ、受注者はこれに従わなくてはならない。
 - 3 受注者は、再委託を行う場合に、再委託の相手方に対して、発注者が監査又は調査を行うことができることとしなければならない。
 - 4 前項の規定は、再々委託及びそれ以降の契約についても同様とする。
 - 5 発注者及び利用団体は、本委託業務に係る特定個人情報の取扱いについて、受注者以外の業務に携わる各事業者が必要な措置を講じているかどうか検証及び確認するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができ、受注者はこれに従わなくてはならない。

(事故発生時における報告)

第18条 受注者は、この契約による業務を行うために取り扱う個人情報及び特定個人情報の漏えい、滅失又は損傷等があった場合には、発注者に、直ちに報告し、その指示に従わなくてはならない。